

## 洪水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
<b>ア 洪水浸水想定区域</b>		
浸水区域及び 浸水深 (想定最大規模降雨)	水防法 第14条 第1・2項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
浸水区域及び 浸水深 (計画規模降雨)	水防法 第14条第3項 水防法施行規則 第2条4	◇国土交通省令で定める事項 ◇河川法施行令に規定する基本高水の設定の前提となる降雨(計画降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
浸水継続時間 (想定最大規模降雨)	水防法 第14条第3項 水防法施行規則 第2条3	◇国土交通省令で定める事項 ◇浸水した場合に想定される浸水の継続時間
<b>イ 家屋倒壊等氾濫想定区域</b>		
氾濫流	水防法 第13条の4	◇水防法第13条の4の都道府県知事からの通知をもとにした市町村の長による災害対策基本法第60条第3項に基づく屋内での待機等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの(※3)
河岸侵食	水防法 第13条の4	◇家屋の流出・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流、洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲(※3)
<b>ウ 浸水被害防止区域</b>	特定都市河川浸水被害対策法 第56条	◇高齢者等の要配慮の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が指定

※3 の出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）(国土交通省、平成27年(2015年)7月)

## 内水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
<b>ア 雨水出水浸水想定区域</b>		
浸水区域及び 浸水深	水防法 第14条の2第2項 水防法施行規則 第4条・第4条の2	◇想定最大規模降雨により公共下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として市長が指定した区域 ※北九州市では今後、順次指定する予定

## 高潮

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
<b>ア 高潮浸水想定区域</b>		
浸水区域及び 浸水深	水防法 第14条の3 第1・2項	<p>◇想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域及び最大浸水深</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内既往最大規模の台風を想定</li> <li>・各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定</li> <li>・高潮と同時に河川での洪水を考慮</li> <li>・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む</li> </ul> <p>(出典：福岡県高潮浸水想定区域について)</p>
浸水継続時間	水防法 第14条の3第2項 水防法施行規則 第8条3	<p>◇浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間。50cmは、高潮時に避難が困難となり孤立する可能性のある水深として設定</p> <p>(出典：福岡県高潮浸水想定区域について)</p>

## 津波

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
<b>ア 津波浸水想定区域</b> 浸水区域及び 浸水深	津波防災地域づくり に関する法律 第3条第2項第3号 第8条第1項	<p>国土交通大臣により定められた、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という）に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえた、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深</p> <p>※津波防災地域づくりに関する法律に基づき定める津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の基礎資料となる</p>
<b>イ 津波災害特別 警戒区域</b>	津波防災地域づくり に関する法律 第72条第1項	<p>基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域</p> <p>※市内での区域指定なし</p>
<b>ウ 津波災害警戒区域</b>	津波防災地域づくり に関する法律 第53条第1項	<p>基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域</p> <p>(出典：福岡県津波災害警戒区域の指定について)</p>

## 地震

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的または内容
<b>本市に影響のある 活断層</b>	福岡県の地震に関する防災アセスメント 調査報告書 (H24年3月)	<p>福岡県内の陸域には小倉東断層、福智山断層をはじめ、警固断層、西山断層、水縄断層等が存在する。福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、小倉東断層でM（マグニチュード）6.9、福智山断層でM 7.0の地震が発生し、市内では震度6弱（一部6強）の揺れが想定されている。</p>

【その他の情報】

**大規模盛土造成地マップ**

大規模盛土造成地マップとは、宅地の造成前と造成後の地形図等を重ね合わせ、標高差から抽出した大規模盛土造成地の概ねの位置とその範囲を示した図面です。

マップに示された箇所が、地震時に必ずしも危険というわけではありません。

※宅地造成を目的とした盛土を規制する「宅地造成等規制法」(旧法)が改正され、造成の目的に関わらず盛土を幅広く規制する「宅地造成及び特定盛土規制法」(新法)が令和5年5月に施行されました。

今後、新法に基づき盛土等の調査を実施する予定です。

## (6) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

前項の本市において対象となる災害ハザード情報について、国の考え方との関係性を整理するところとおりです。

## 【対象となる災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性】

分類	本市で対象となる 災害ハザード情報	国土交通省の考え方 (居住誘導区域との関係性)
土砂	ア 地すべり防止区域	都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域
	イ 急傾斜地崩壊危険区域	
	ウ 土砂災害特別警戒区域	
	エ 土砂災害警戒区域	
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ：想定最大規模降雨 ：計画規模降雨 ・浸水継続時間 ：想定最大規模降雨	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	イ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	
	ウ 浸水被害防止区域 ※市内での区域指定なし	
内水	ア 雨水出水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
高潮	ア 高潮浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ・浸水継続時間	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
津波	ア 津波浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深	都市計画運用指針により、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	イ 津波災害特別警戒区域 ※市内での区域指定なし	
	エ 津波災害警戒区域	
地震	本市に影響のある活断層 ※小倉東断層、福智山断層等	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

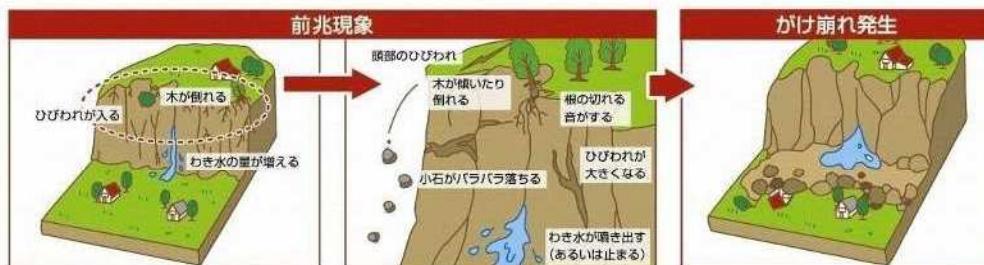
## 8-2 各災害に関する基本的な考え方

## (1) 土砂災害

土砂災害は、がけ崩れ、土石流、地すべりの3種類です。本市では、これまでに多くの土砂災害が発生しており、市域全体に土砂災害特別警戒区域および警戒区域が存在しています。

## がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると被災するおそれがあります。



## 土石流

山腹・谷底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは時速20~40kmという速度で、一瞬のうちに人家や畠などを壊滅させてしまいます。



## 地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動するため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すると、これを完全に停止させることは非常に困難です。



\* 上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。  
ふだんと違う現象が発生し、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

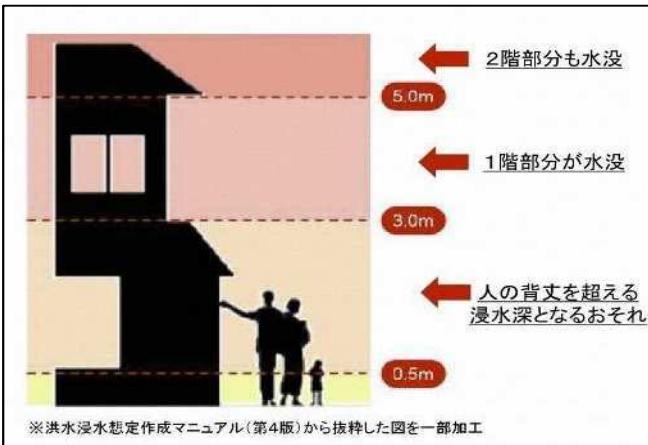
出典：北九州市防災ガイドブック

## (2) 浸水（洪水、内水、高潮、津波）

〈浸水深〉

洪水、内水、高潮、津波を起因とする浸水は、程度（浸水深）によって人的被害のレベルが異なるため想定される浸水深からリスクの把握が必要です。

浸水深（m）	浸水深に対する課題
0.5～3.0	平屋の建物は垂直避難が困難
3.0～5.0	2階建ての建物は垂直避難が困難
5.0以上	3階建て以下の建物は垂直避難が困難



出典：国土交通省  
立地適正化計画作成の手引

〈浸水継続時間〉

氾濫水到達後、一定の浸水深（0.5m）に達してからその浸水深を下回るまでの時間を指します。浸水時には停電や上下水道等の機能停止が生じ、長期にわたって浸水が継続する場合は、事前の避難が必要となります。

〈家屋倒壊等氾濫想定区域〉

河川が氾濫した際に、堤防決壊による倒壊のおそれがある区域を言います。

氾濫流		流速が速い場合、 木造家屋は倒壊するおそれがあります。
河岸侵食		地面が削られ家屋は 建物ごと崩落するおそれがあります。

出典：北九州市防災ガイドブック

## (3) 災害時の避難場所

本市では、災害時に避難することができる施設や公園を、予定避難所または一時避難地として指定しています。

※予定避難所・一時避難地によって、適応災害種別が異なります。

予定避難所	災害時に避難者が発生した場合、その受入について、理解と協力を得ることが出来る施設（市民センター、学校など）
一時避難地	地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペース

### 8-3 災害リスクの分析

災害リスクの分析では、下表のハザード情報等と居住誘導区域との重ね合わせにより誘導区域等における災害リスクを分析し、課題を抽出します。

#### 【土砂・洪水・高潮・津波の災害リスク分析】

分類	ハザード情報	備考
土砂	・土砂災害警戒区域	
	・土砂災害特別警戒区域	
	・急傾斜地崩壊危険区域	
	・地すべり防止区域	
洪水	・洪水浸水想定区域(浸水深、浸水継続時間)・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)	<p><b>【計画規模】</b> 河川整備において、基本となる降雨(年超過確率1/30～1/150程度)</p> <p><b>【想定最大規模】</b> 想定し得る最大規模の降雨(年超過確率1/1000程度の降雨量を上回るもの) (出典：福岡県 福岡県管理河川の洪水浸水想定区域図について)</p>
高潮	・高潮浸水想定区域(浸水深、浸水継続時間)	<p><b>【想定最大規模】</b> 既往最大規模の台風を想定(室戸台風相当の中心気圧と伊勢湾台風相当の移動速度、半径)、各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定、高潮と同時に河川での洪水を考慮、最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む (出典：福岡県 高潮浸水想定について(豊前豊後・玄界灘沿岸)解説)</p>
津波	・津波浸水想定区域(浸水深)・津波災害警戒区域	<p><b>【想定最大規模】</b> 福岡県に来襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルについて、以下のように選定</p> <p>■豊前豊後沿岸 南海トラフの巨大地震(マグニチュードMw=9.1)、西山断層(Mw=7.6)、対馬海峡東の断層(Mw=7.4)、周防灘断層群主部(Mw=7.2) (出典：福岡県 津波浸水想定について(解説))</p>
地震	本市に影響のある活断層	<p>想定地震と今後30年以内に地震が発生する確率 小倉東断層 Mw=6.9、 0.005% 福智山断層 Mw=7.0、 0.6%</p> <p>(出典：福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24年3月))</p>

#### ※「計画規模」と「想定最大規模」について

水防法の改正によって導入され、平成13年の改正で、洪水予報河川(河川が氾濫した際に浸水が想定される区域を指す)を対象に浸水想定区域の公表と浸水想定区域における避難措置が義務付けられました。この改正に伴い、洪水を引き起こす雨量の規模として、計画規模の考え方方が導入されました。

また、平成27年の改正では想定最大規模の降雨量を想定して、洪水浸水想定区域を公表する形に変更されました。想定最大規模の考え方方はこの改正により導入されたものです。改正の背景には、計画規模を上回る降雨による浸水被害が多発したことがありました。

そのため、想定しうる最大規模の降雨量(想定最大規模)も前提に加え、計画規模と併せて洪水浸水想定区域を公表する形に改正されました。

#### 【内水の災害リスク分析】

雨水出水浸水想定区域を今後、順次指定する予定です。区域の指定後、災害リスクを分析します。

## 【使用データの整理】

災害リスクの分析に使用したデータの詳細は以下のとおりです。

## ■分析に使用した河川データ一覧

災害種別	管理	水系	河川名	使用データ日時	計画規模	想定最大規模
洪水	一級河川 (大臣直轄)	遠賀川	遠賀川	H28.5	○	○
			黒川	H28.5		○
			笹尾川	H28.5		○
	一級河川 (知事委任)		金剛川	R3.10		○
			曲川	R3.10		○
	二級河川 (知事管理)	相割川	相割川	R3.10		○
			板櫃川	H30.4	○	○
			槻田川	R3.5		○
		紫川	紫川	H30.4	○	○
			神嶽川	R3.5		○
			砂津川	R3.5		○
			合馬川	R3.5		○
			志井川	R3.5		○
			東谷川	H30.4	○	○
		竹馬川	竹馬川	R1.5	○	○
		貫川	貫川	R3.10		○
		金山川	金山川	R1.5	○	○
		割子川	割子川	R3.10		○

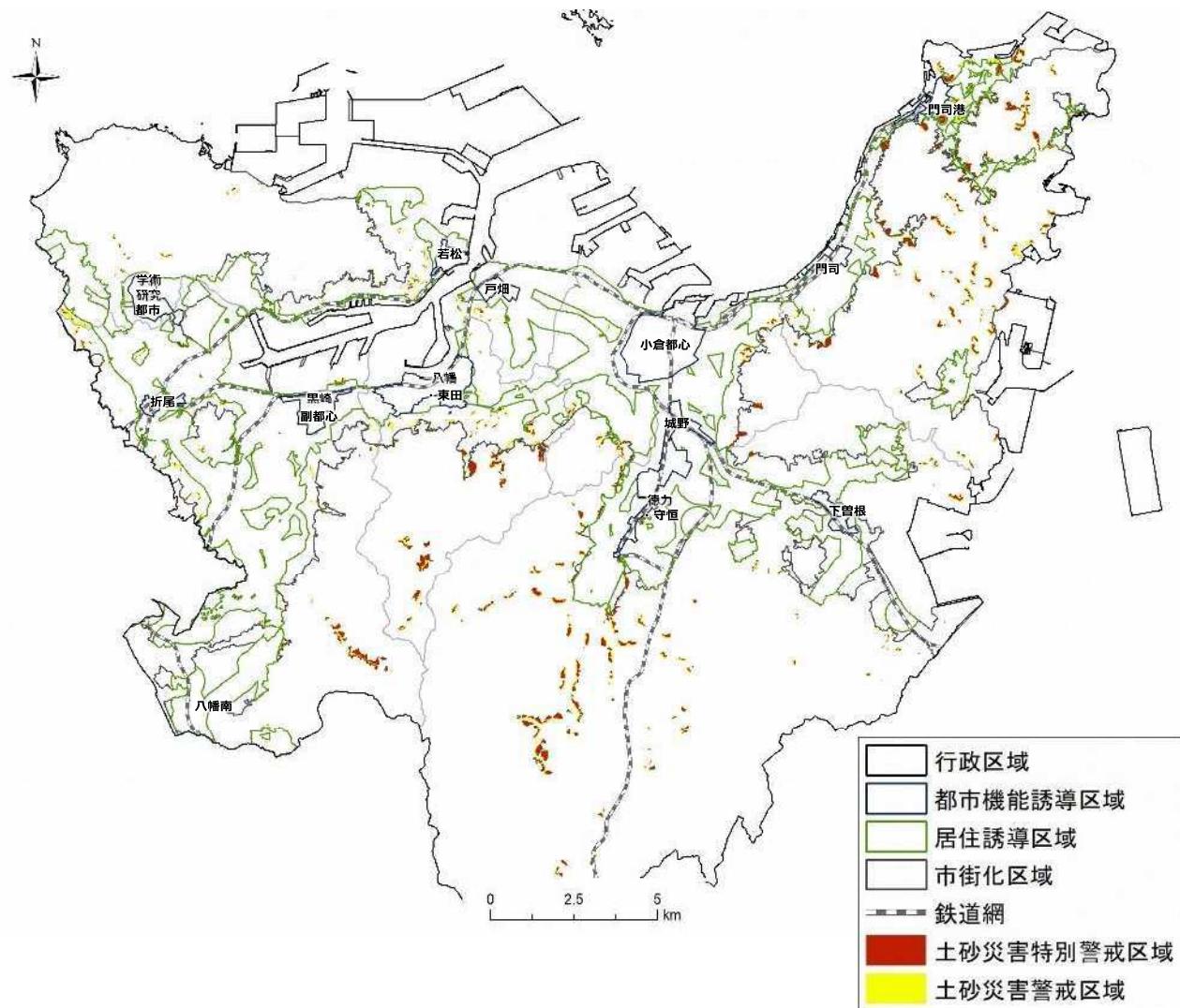
## ■高潮・津波・土砂に関する災害データ一覧

災害種別	公表	想定災害	使用データ日時	計画規模	想定最大規模
高潮	福岡県	高潮浸水想定区域 (玄界灘沿岸)	H30.3		○
		高潮浸水想定区域 (豊前豊後沿岸)	R1.12		○
津波		津波浸水想定区域	H28.2		○
		津波災害警戒区域	H30.3		○
土砂		特別警戒区域 急傾斜	R4.11		
		特別警戒区域 土石流	R4.11		
		警戒区域 急傾斜	R4.11		
		警戒区域 地すべり	H26.3		
		警戒区域 土石流	R4.11		

(1) 土砂

① 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域については、居住誘導区域に含まない区域としており、居住誘導区域に災害ハザードエリアは存在していません。



② 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域については、明確な境界情報が得られないため、区域線は図示できませんが、居住誘導区域に含まない区域としており、居住誘導区域に災害ハザードエリアは存在していません。

## (2) 洪水

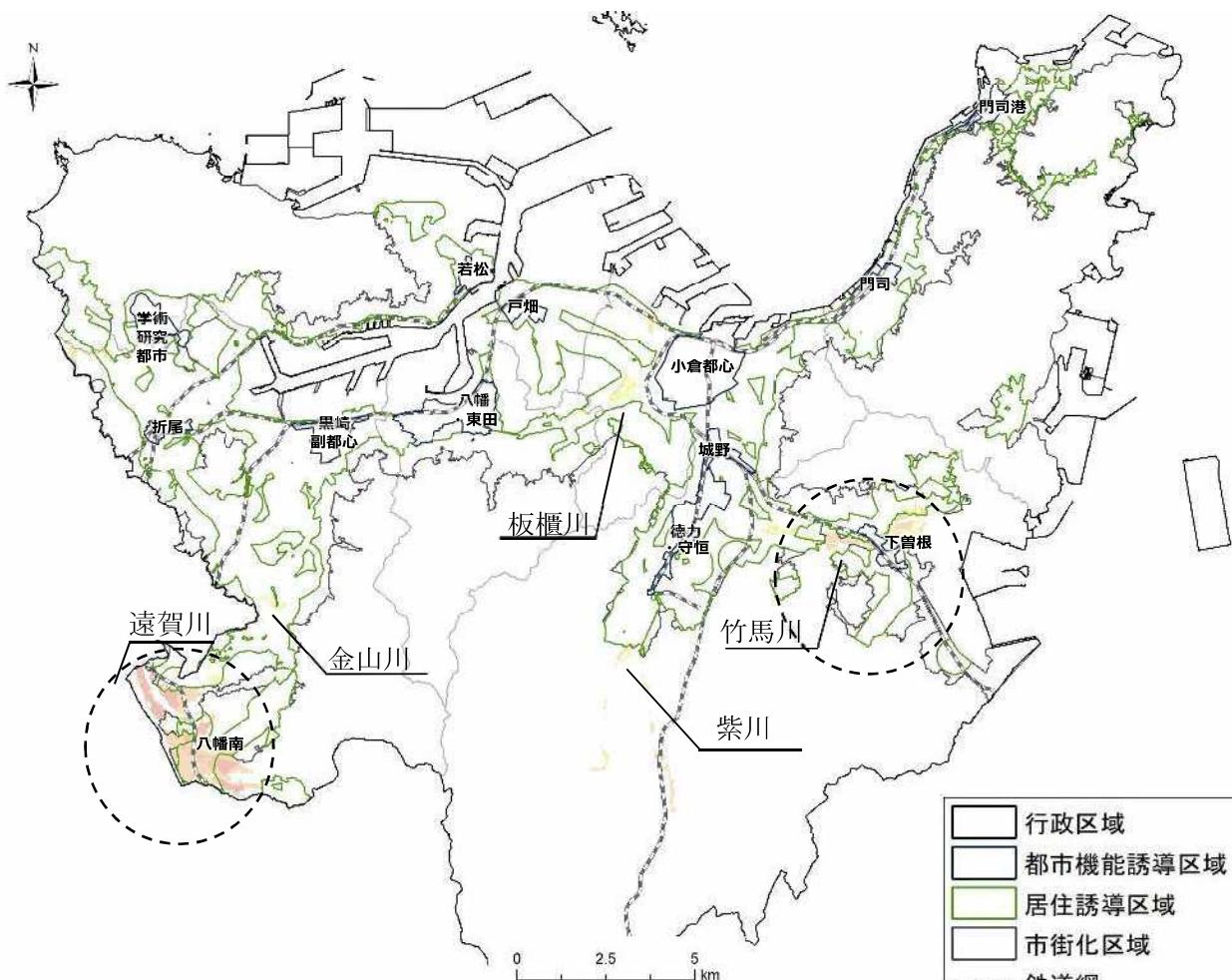
## ① 洪水浸水想定区域〈計画規模降雨〉(棟数・浸水区域及び浸水深)

計画規模(50～150年に一度)の浸水想定区域には、居住誘導区域内の建物が約4,100棟(約2.5%)存在し、遠賀川流域の八幡西区(八幡西・南部エリア)では、3m以上の浸水が想定されています。

浸水深0.5m以上の平屋の建物は約830棟、浸水深3.0m以上の2階以上の建物は約120棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.5m未満	82.2	1,596	479	1,117
0.5m以上 3.0m未満	168.8	2,366	795	1,571
3.0m以上 5.0m未満	22.7	154	33	121
計	273.8	4,116	1,307	2,809

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



河川名	計画規模	参考
遠賀川	日の出橋上流域405mm/2日	西日本豪雨
紫川	紫川流域278mm/日	350.5mm/日
板櫃川	板櫃川流域328mm/日	地点: 小倉南区東谷
金山川	金山川流域236mm/日	(出典:気象庁)
竹馬川	竹馬川流域52mm/h	

▲各河川の計画規模降雨量